

**第2次鳥栖市男女共同参画行動計画  
及びDV被害者支援基本計画  
(骨子案)**

**平成24年10月**

**鳥栖市**

## 目次

### 第1章 行動計画の策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の基本理念
- 3 計画の目標
- 4 計画の性格
- 5 計画の期間

### 第2章 計画策定の背景と課題

- 1 社会経済情勢の変化
- 2 市民の意識の変化
- 3 これまでの取組
- 4 計画の重点課題

### 第3章 計画の内容

- 1 計画の体系図
- 2 施策の展開
  - 基本目標1 人権尊重に基づく男女平等の意識づくり
  - 基本目標2 男女が生き生きと働きともに支える社会づくり
  - 基本目標3 男女が自立し安心して暮らせるまちづくり
  - 基本目標4 女性に対する暴力の根絶（DV被害者支援基本計画）
- 3 計画推進体制の整備



## 第1章 行動計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

鳥栖市は、平成20年（2008年）3月に、鳥栖市男女共同参画行動計画（後期計画）を策定し、男女共同参画社会の形成を目指す取り組みを行ってきました。

この間、市の審議会や委員会等における女性の参画率は、平成21年度には35%の目標値を達成し、地域・社会活動に参加していない人の割合も減るなど、5年間で改善できた点もありました。

しかし、少子高齢化が進行し、不況の長期化による経済情勢が悪化するなど、生活を取り巻く状況が変化する一方で、男女の平等意識の面ではほとんど変化が見られませんでした。男女の固定的役割分担意識は社会に根強く残っており、男女の協働によって改善する余地が多く分野に残っています。

こうした現状を踏まえ、男女共同参画のさらなる取り組みを推進するために、「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画」策定します。

### 2 計画の基本理念

男女共同参画社会基本法では、第3条から第7条にわたり、男女共同参画社会の形成について次の5つの基本理念を規定しています。

- ①男女の人権の尊重（法第3条）
- ②社会における制度又は慣行についての配慮（法第4条）
- ③政策等の立案及び決定への共同参画（法第5条）
- ④家庭生活における活動と他の活動との両立（法第6条）
- ⑤国際的協調（法第7条）

本市は、この5つの基本理念に基づき、総合計画に理想像として掲げているように「男女一人ひとりに男女共同参画意識が浸透し、お互いが多様な価値観や考え方を理解し、認め合い、性別にかかわらず自分らしく生きる」ことのできる社会の実現を目指して、計画を策定します。

### 3 計画の目標

本市における男女共同参画社会の実現を推進するために、次の4つの基本目標を定め、それぞれの目標に沿った施策を実施します。

- 基本目標1 人権の尊重に基づく男女共同参画の意識づくり
- 基本目標2 男女が生き生きと働きともに支える社会づくり
- 基本目標3 男女が自立し安心して暮らせるまちづくり
- 基本目標4 女性に対する暴力の根絶（鳥栖市DV被害者支援基本計画）

#### 4 計画の性格

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。
- (2) この計画は、国県の男女共同参画基本計画を踏まえ、鳥栖市総合計画との整合を図りながら策定します。
- (3) この計画は、平成23年に実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」の結果や、市民の委員で構成された「鳥栖市男女共同参画懇話会」における議論などを反映して策定します。
- (4) この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項の規定に基づく基本的な計画を含み、一体的に策定します。

#### 5 計画の期間

本計画の期間は、平成25（2013）年度から平成34（2022）年度までの10年間とし、5年ごとに見直します。

また、男女共同参画に関する社会経済情勢の変化や国・県の制度の変更などを考慮し、必要に応じて内容の見直しを行います。

## 第2章 計画策定の背景と課題

### 1 社会経済情勢の変化

#### (1) 少子高齢化の進行

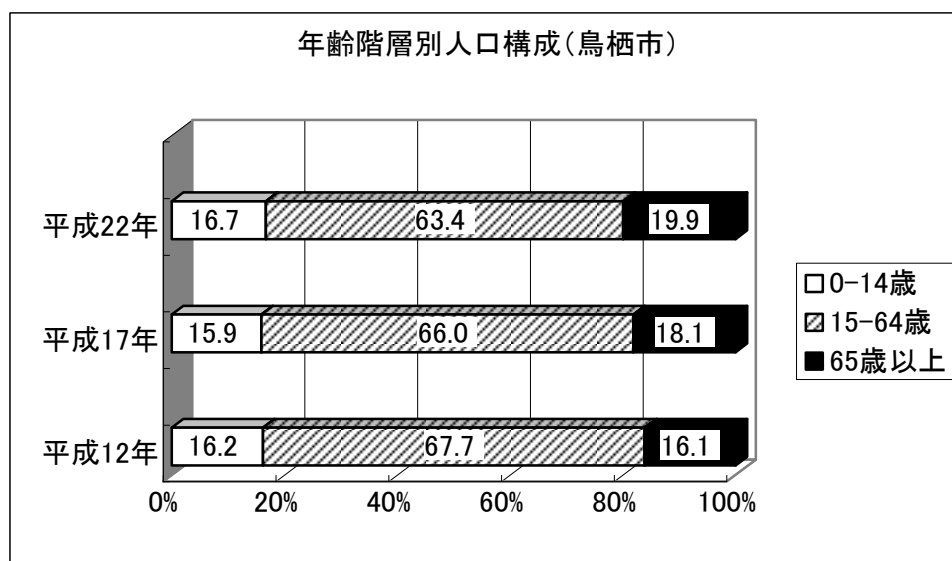
国勢調査による鳥栖市の人口は、平成12年から平成22年までの10年間で、60,726人から69,074人と8,348人増加しています。

年齢階層別に人口を見ると、65歳以上の高齢者の割合は、平成12年の16.1%から平成22年の19.9%へと、ゆるやかに上昇し、市民の5人に1人が高齢者になっています。

一方、15歳未満の子どもの割合は、平成12年の16.2%、平成17年の15.9%、平成22年の16.7%と横ばいです。しかし、平成17年以降は、65歳以上の高齢者の割合が15歳未満の子どもの割合を上回っています。

佐賀県の平成23年の合計特殊出生率は1.61で、全国平均の1.39を上回っていますが、依然として少子化傾向にあります。

65歳以上の高齢者1人を支える生産年齢人口（15歳以上65歳未満の人口）の割合は減少しており、働く世代にかかる1人当たりの社会的費用の負担の増加が予想されます。少子化を改善し、社会を支える労働力を確保することが求められています。



資料：国勢調査

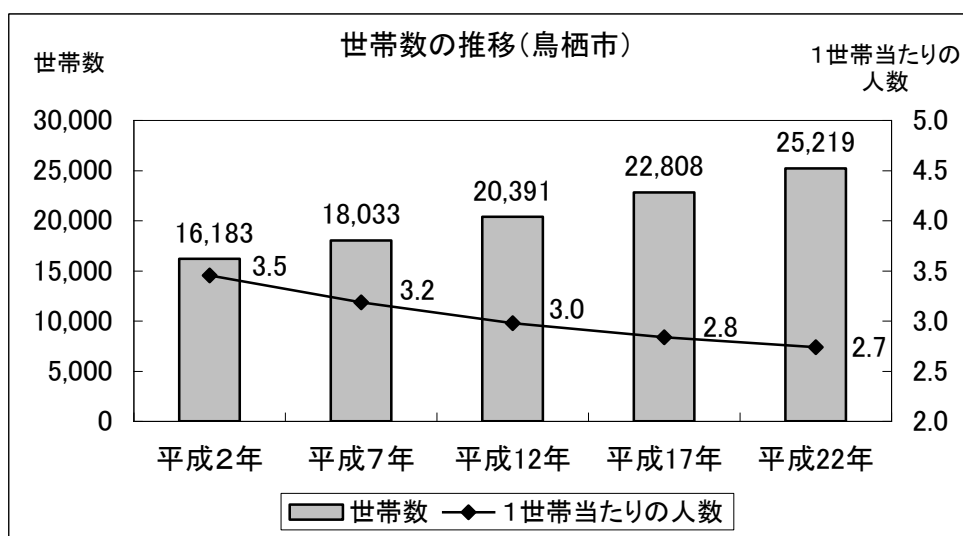
#### ※合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で、一生の間に生むとしたときの平均子ども数に相当します。(人口動態統計調査)

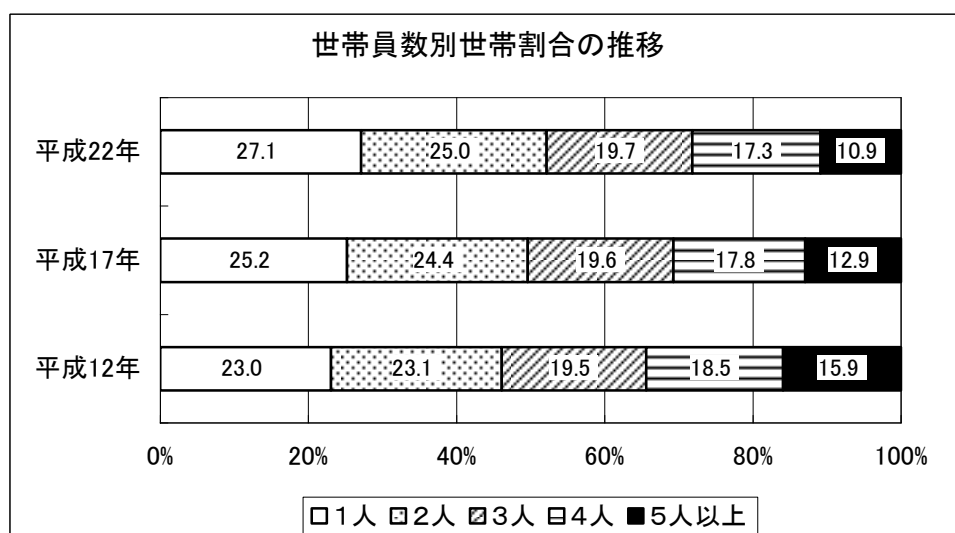
## (2) 家族形態・生活形態の変化

平成22年の国勢調査によると、鳥栖市の総世帯数は25,219世帯となり、調査のたびに増加を続けています。1世帯当たりの人数を見ると、平成12年に3.0人であったものが平成22年には2.7人となり、平成12年から10年間で、人口は13.7%増えましたが、世帯数は23.7%増加しました。人口の増加とともに核家族化が進行しています。

1世帯当たりの人数を見ると、平成22年は1人世帯が6,826世帯(27.1%)を占めており、2人世帯と合わせると半数を超えています。年々、少人数の世帯が増えており、生活のあり方も個々人で異なってきていると考えられます。



資料：国勢調査



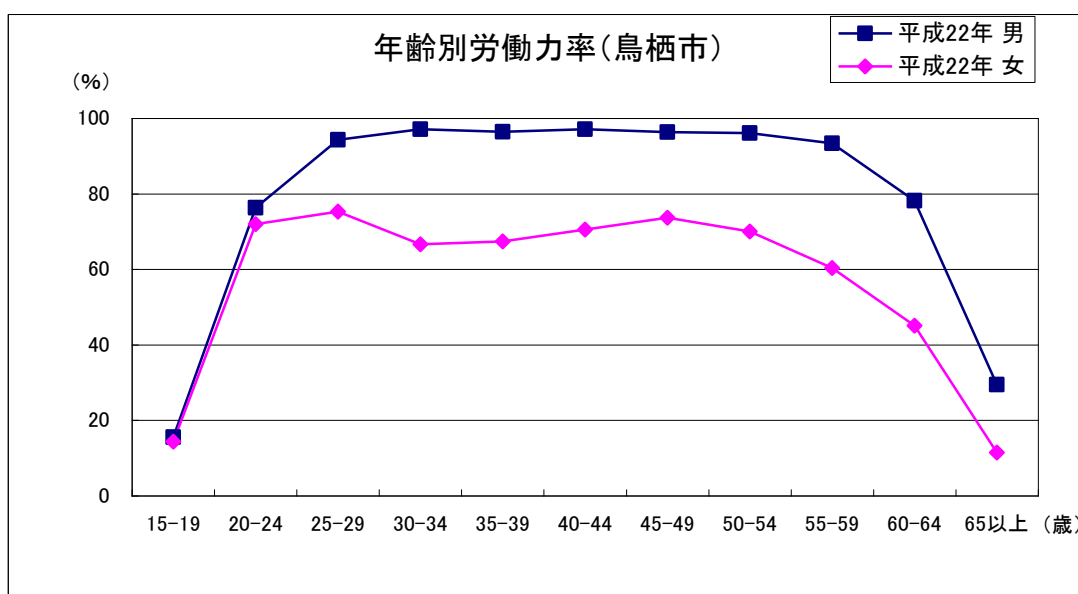
資料：国勢調査

### (3) 就業構造の状況

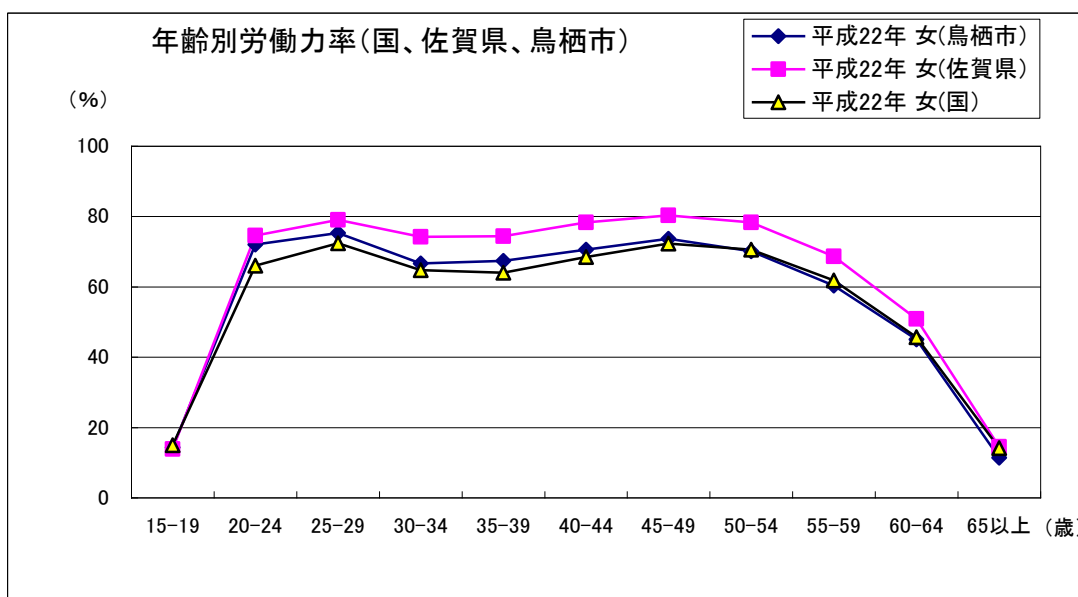
平成22年の労働力率を男女別に見ると、下図のようになります。

男性は、20歳代半ばから50歳代後半まで、90%を超える高い割合の人が働いており、グラフの形は台形になります。女性は、20歳代後半から30歳代にかけて働く人の割合が減少し、40歳代にかけて再び増加するM字型の曲線になります。これは出産で職業を一時的に中断し、子育てが終わった時点で復職または再就職をするという、日本女性の働き方の特徴を表しています。

平成22年の全国、佐賀県と本市の労働力率を比べてみると、男性はすべて台形の曲線になり、女性はすべてM字型の曲線になります。鳥栖市の労働力率は、男女ともに若干全国平均を上回っていますが、女性は佐賀県の平均を下回っています。



資料：国勢調査



資料：国勢調査



この背景には、子育ては女性が担うべきだとする「固定的性別役割分担」があります。平成23年の市民意識調査では、女性が職業を持つことについて約4割の人が、「女性は出産・育児で中断後に就業すること」を肯定しています。

少子・高齢化が進む中で、女性や高齢者の社会参加は、社会に活性化をもたらすものとして期待されます。今後、就業を望む人が自らの意思で職業を選択し、安心して働き続けることのできる労働環境の整備が必要です。

#### ※労働力率

15歳以上の人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合を指します。就業者には休業中の人も含んでいます。

## 2 市民の意識の変化

平成23年度に実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」の結果から、主に次のような意識の変化が見られます。

### (1) 結婚と家庭について

#### ・「性別役割分担」の考え方に3人に1人が反対

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という意見について、賛成派（「賛成」「どちらかといえば賛成」の合計。以下同じ）が23.4%（女性19.3%、男性29.1%）、反対派（「反対」「どちらかといえば反対」の合計。以下同じ）が33.0%（女性36.4%、男性28.8%）となり、3人に1人が反対しています。

5年前の調査結果と比べると、反対派は27.6%から5.4ポイント増加しています。

#### ・日常的な家事は妻や母が主に分担

掃除や洗濯、食事のしたく・あとかたづけ、日々の家計支出のなど、家庭内の家事は、全体の7割以上が妻や母の分担になっています。

しかし、高価なものの購入や地域活動になると、男女が同じ程度関わっている割合が高くなっています。

男性と女性が「同程度家事を分担している」人の割合は、掃除、洗濯、食事のしたく・あとかたづけの平均で見ると、前回調査の6.4%から8.0%となり、あまり変化は見られません。

### (2) 子育てと教育について

#### ・子どものしつけや教育は、男女の区別なく教育・技術と個性を伸ばすことを重視

男女ともに子どもの自立と個性や能力を伸ばしていく教育を重要だと考えてい

います。

「男女の区別なく生活に必要な技術を身につけさせる」という考え方について、賛成派は86.3%（女性89.3%、男性81.9%）、「女の子も男の子も職業人としての教育が必要」という考え方について、賛成派は85.7%（女性89.3%、男性81.9%）と、8割以上の方が支持しています。この2項目は、前回調査とほとんど変化はありませんでした。

また、「男女の平等や個性を生かすことを家庭で話し合うことが必要」と考える人も多く、家庭内での教育や家族のコミュニケーションを大事にしていることがうかがえます。

一方で、「男の子らしく、女の子らしく育てる」という考え方について、賛成派は6割を超えています。

・ 学校教育の中で力を入れることは、男女の区別なく能力や個性を生かすこと

男女共同参画社会づくりのために、学校教育で力を入れることは、「生活・進路指導に男女の区別なく能力や個性を生かせるよう配慮」と答えた人が、70.6%（女性73.2%、男性67.6%）で最も多く、「男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」が52.4%（女性53.9%、男性50.5%）で、2番目に支持されています。

(3) 職業と健康について

・ 仕事についている女性は50%台、20歳代～50歳代は7割前後

「現在職業についている」と答えた人は、61.0%（女性55.4%、男性68.5%）でした。女性の就労率は、男性と比べて低くなっています。前回調査結果と比べると、全体で0.1ポイント増加し、ほとんど変化はありませんでした。

20歳代から50歳代の人を比較してみると、女性は7割前後、男性は9割以上が仕事をしており、就労率の差が大きくなります。

・ 女性の就業形態は「パートタイム」が最も多い

女性の就業形態はパートタイムが38.0%で最も多く、次いで「正社員・正職員」が31.6%の順になっています。男性は「正社員・正職員」が59.2%で最も多く、「事業主」が21.5%で続いており、男女で就業形態に差があります。

(4) 社会参加について

・ 地域社会活動に参加していない人は約4割

地域社会活動に参加していない人は38.9%（女性37.3%、男性40.5%）となり、5年前の調査結果よりも8.6ポイント減少しました。

参加している活動内容は、「自治会、老人クラブ、婦人会、安全・安心などの地域活動」が30.2%（女性28.2%、男性33.3%）で最も多く、次に「趣

味、教養、スポーツなどのサークル活動」が27.6%（女性26.6%、男性29.1%）で続いています。

地域活動に参加していない理由は、「あまり関心がないから」が31.4%（女性28.6%、男性34.1%）で最も多く、「仕事が忙しくて時間がない」が29.1%（女性26.8%、31.1%）で2番目に多くなっています。

#### (5) 人権の尊重について

##### ・DV（配偶者や恋人間の暴力）の被害経験は増加

配偶者間や恋人間での暴力被害について、特に女性は身体的暴力や精神的な暴力など多様な暴力の被害経験があります。何らかの被害を受けた人の割合は、33.9%（女性41.9%、男性23.4%）になり、5年前の調査結果17.5%（女性25.4%、男性7.9%）から増加しています。

暴力の種類別に見ると、「大声でどなられたり、暴言を吐かれた」が25.2%（女性33.2%、男性14.4%）で最も多く、次に「何を言っても無視された」が13.7%（女性15.1%、男性12.0%）で続いています。

女性は「いやがっているのに性的な行為を強要された」（18.4%）、「医師の治療を必要としない程度の暴行を受けた」（12.0%）の被害も、男性に比べると目立っています。

##### ・配偶者や恋人から受けた行為に対し半数以上は「我慢」する

配偶者や恋人から受けた行為に対する行動を見ると、「我慢した」が55.4%（女性55.0%、男性56.4%）で最も多く、次に「抵抗してやり返した」が23.2%（女性24.9%、男性19.2%）で続いています。

女性は男性よりも友人や家族などに相談する傾向が強く、婦人相談所や市役所などに相談した人は2.1%でした。

#### (6) 男女共同参画社会について

##### ・認知度が高い用語は「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」など

男女共同参画に関する用語は、法律の認知度が高まっています。

内容まで知っているのは、「男女雇用機会均等法」41.0%（女性39.0%、男性43.8%）、「育児・介護休業法」36.8%（女性41.2%、男性31.2%）、「DV防止法」23.4%（女性22.8%、男性24.3%）などが上位を占めています。

一方で、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」や「ポジティブ・アクション」などのカタカナ用語は、認知度が低いようです。

##### ・地位の平等感が高いのは「学校教育の場」「法律・制度」など

男女の地位が平等になっていると感じているかどうかを分野別で見ると、「学校

教育の場で」と答えた人が、65.9%（女性63.9%、男性69.1%）で最も高く、次に「法律や制度のうえで」が40.5%（女性35.0%、男性48.3%）で続いています。

しかし、全体的に男性の方が優遇されていると感じている分野が多い結果になりました。特に割合が高いのは、「社会通念・慣習・しきたりなどで」77.3%（女性81.8%、男性71.5%）、「政治の場で」76.2%（女性82.3%、男性68.1%）などです。

前回の調査結果と比べると、全体的に男女の地位の平等感はあまり変化がありませんでした。

### 3 これまでの取組

鳥栖市は、2003（平成15）年度に「鳥栖市男女共同参画行動計画」を策定し、男女共同参画社会づくりを推進してきました。

計画は10年計画とし、2007（平成19）年度に見直しを行い、翌年からの後期行動計画を策定しました。市長を会長とする男女共同参画行政推進会議や、市民の委員等で構成された男女共同参画懇話会を設けて、計画に基づく総合的な施策の推進と評価、改善に努めています。

これまでの成果として、市の審議会や委員会等における女性参画の推進、子育てを支援するための保育事業の充実、ドメスティック・バイオレンスなどに悩む女性の相談窓口を開設したほか、学校における男女平等教育の実施や生涯学習の充実、健康づくり、介護予防事業等を積極的に展開しました。

また、佐賀県や市民活動団体等と協働して、セミナーやフォーラムなどの啓発事業を実施しています。

### 4 計画の重点課題

#### （1）男女の人権の尊重

男女共同参画社会を形成するためには、男女が個人として尊重され、性別を理由に差別を受けないことが基本になります。今後とも市が実施する施策の中に、人権の尊重を反映させることが重要です。

#### （2）男女共同参画社会の理解の促進

男女共同参画の用語や取り組みの認知度は低く、考え方が十分理解されていません。さらに分かりやすく伝え、多くの人の協力を得られるよう取り組みを進めます。

#### （3）女性や高齢者の社会参画による地域の活性化

少子高齢化の進行や生活形態が多様化する中で、女性や高齢者の能力を発揮する機会を創出することが、今後の社会の活性化につながります。

#### （4）市民活動団体や事業所等との協働の推進

男女共同参画の考え方を地域や職場に浸透させるために、市民活動団体や事業所等と連携し、協力しながら進めていくことが必要です。

#### （5）女性に対する暴力の根絶

女性に対する暴力は、人権を侵害する犯罪であり、絶対に許すことのできない行為です。男女共同参画社会の形成を根本から揺るがすもので、今後とも重点的に取り組む必要があります。

## 第3章 計画の内容

### 1 計画の体系図

| 基本目標                            | 主要施策                  |
|---------------------------------|-----------------------|
| 1. 人権尊重に基づく男女共同参画の意識づくり         | 男女共同参画の理解を広める教育・学習の推進 |
|                                 | 男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実 |
|                                 | 男女共同参画を推進する人材の育成      |
| 2. 男女が生き生きと働きともに支える社会づくり        | 政策・方針決定過程での男女共同参画の推進  |
|                                 | 男女が働きやすい労働環境の整備       |
|                                 | 仕事と生活の調和を図る環境の整備      |
| 3. 男女が自立し安心して暮らせるまちづくり          | 男女の自立を支える環境整備         |
|                                 | 女性の性と健康を尊重する環境整備      |
|                                 | 生涯を通じた健康づくりの推進        |
| 4. 女性に対する暴力の根絶<br>(DV被害者支援基本計画) | DV被害を防止する啓発推進         |
|                                 | 相談体制の充実               |
|                                 | DV被害者の自立支援            |
|                                 | 関係機関の連携・協力            |

## 2 施策の展開

### 基本目標 1

### 人権尊重に基づく男女共同参画の意識づくり

#### 主要施策 1 男女共同参画の理解を広める教育・学習の推進

##### 〔現状と課題〕

- ・ 固定的な性別役割分担意識が社会に根強く残っており、男女共同参画社会の形成の妨げになっています。
- ・ 男女共同参画の意識を幼児期から教育することが大切です。
- ・ 男女共同参画をさらに正しく理解してもらうために、学習の機会を設けることが必要です。

##### 〔施策の方向性〕

- ①性別にかかわらず平等感や思いやりを育む、学校教育の充実を図ります。
- ②子どもの個性や能力を認め、生かしていく学校教育を推進します。
- ③人権の尊重や男女共同参画への理解を広める学習の機会をつくります。

#### 主要施策 2 男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実

##### 〔現状と課題〕

- ・ セミナーやフォーラムを開催していますが、若い世代や男性の参加者が少ない状況です。
- ・ 男女共同参画社会を形成するためには、男性の理解と協力が不可欠であるため、男性にとって男女共同参画の利点を伝えることが必要です。
- ・ 男女共同参画に対する認知度が低いため、具体的に分かりやすく理解してもらう工夫が必要です。

##### 〔施策の方向性〕

- ①誰もが参加しやすい広報・啓発に努めます。
- ②セミナーやフォーラムなどを開催し、参加者に啓発を行います。
- ③男女共同参画に関する情報を収集し、提供します。

### 主要施策3 男女共同参画を推進する人材の育成

#### 〔現状と課題〕

- ・男女共同参画を推進する団体は、1団体しかありません。
- ・男女共同参画に関する催しを開いていますが、人材や推進団体の育成にはつながっていません。
- ・男女共同参画を推進するための人材育成の機会が、ほとんどありません。
- ・男女共同参画を市内に広める、個人やグループの育成が必要です。

#### 〔施策の方向性〕

- ①男女共同参画に理解のある人材情報を収集し、登録・活用します。
- ②地域における男女共同参画の理解を推進する人材を育成します。
- ③男女共同参画を推進する人材にさまざまな情報を提供するとともに、他市町の団体等との交流を進めます。



**主要施策 1 政策・方針決定過程での男女参画の推進**

## 〔現状と課題〕

- ・鳥栖市における審議会・委員会等の女性の参画率は、平成23年度末で34.23%です。
- ・男女の委員等は、同じ人が兼務している場合があります。
- ・女性人材リストの登録は進まず、リストの活用もあまりありません。
- ・女性の参画率を高めるために、男女の意識を高めることが必要です。
- ・政策・方針決定の場に意欲的に参画する女性人材の育成と活用が課題です。

## 〔施策の方向性〕

- ①市における各種審議会や委員会等への女性の参画を促進します。
- ②さまざまな分野で女性の参画が増えるように、情報の提供や啓発に取り組みます。

**主要施策 2 男女が働きやすい労働環境の整備**

## 〔現状と課題〕

- ・女性は結婚の際に辞めさせられる職場があります。
- ・女性は補佐的な仕事が多く、経験が少ないようです。
- ・育児休業の制度は整っているが、育児休業や介護休業を取得する男性は、依然として少ない状況です。
- ・個人の意思を尊重した働き方ができる職場環境をつくることが、課題になっています。

## 〔施策の方向性〕

- ①育児休業や介護休業等の制度を周知します。
- ②働きやすい職場づくりに関する広報・啓発を行います。
- ③働きやすい労働環境の先進事例を紹介し、事業所等に奨励します。
- ④農林業や自営業等に従事する女性の労働条件や経済的地位の向上を図ります。

### 主要施策3 仕事と生活の調和を図る環境の整備

#### 〔現状と課題〕

- ・女性に子育てや介護などの負担があり、家庭と仕事の両立が困難になっています。
- ・小さい子どもを抱えた女性は再就職が難しく、就業形態はパートタイムが多くなっています。
- ・家事をする男性もいますが、食事、育児、介護などは女性の仕事とされ、強要されることが多いようです。
- ・PTA活動は女性が主体ですが、会長や役員は男性が多いようです。
- ・男性は仕事優先の生活を送り、家事や地域活動などでの男女の役割分担にかたよりがああります。
- ・男性は働き方や仕事の生活とのバランスを見直す必要があります。

#### 〔施策の方向性〕

- ①仕事と家庭生活等の両立のため、保育サービスの充実を図ります。
- ②男性の子育てや介護等への参加を促進します。
- ③子育てなどで仕事を中断した女性に対し、起業や再就業支援の機会をつくれます。

**主要施策 1 男女の自立を支える環境整備**

## 〔現状と課題〕

- ・核家族化は年々進み、高齢者の施設等が充実するなど、市民の生活形態が多様化しています。
- ・多様な生活形態に応じて、差別を受けることなく誰もが安心して暮らすためには、情報提供や相談、支援の充実などが求められています。

## 〔施策の方向性〕

- ①ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援します。
- ②高齢者が健康で充実した生活を送るための支援を行います。
- ③高齢者や障害者の社会参加や生きがいづくりを進めます。

**主要施策 2 女性の性と健康を尊重する環境整備**

## 〔現状と課題〕

- ・市民意識調査によると、「妊娠・出産」や「更年期障害・婦人科疾患」の2項目は、男女ともに知っておいたほうがよいと、回答する割合が約70%と高くなっています。
- ・一方で、避妊や性感染症・エイズ、不妊症などの項目は、50%を下回り、理解度が劣っています。

## 〔施策の方向性〕

- ①妊娠・出産・育児期における支援や相談を充実させます。
- ②性と生殖に関する健康と権利について啓発を行います。

**主要施策 3 生涯を通じた健康づくりの推進**

## 〔現状と課題〕

- ・家族の介護は女性が担うことが多く、仕事や生活上の負担になっています。
- ・老後に不安を抱える人が増えています。
- ・高齢化が進行しており、自分らしく生きるために、健康づくりや病気の予防が課題になっています。

## 〔施策の方向性〕

- ①年齢に応じた運動や食事などの健康づくりを支援します。
- ②病気の予防についての広報・啓発を実施します。

**主要施策 1 DV被害を防止する啓発推進**

〔現状と課題〕

- ・DVは暴力を手段にして、相手を支配しようとするときに起こり、背景にはそれを容認する性差別意識が存在します。
- ・DVの被害者は、誰にも相談せずに被害を我慢し、犯罪行為が潜在化してしまうことがあります。
- ・市民及び職員に対して、男女の人権尊重やDVの正しい理解、相談情報等の広報や啓発を継続して行うことが大切です。

〔施策の方向性〕

- ①ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント等の暴力は、人権を侵害する犯罪行為であるという理解を広めるため、市民及び職員への意識啓発を行います。
- ②DV等の性暴力に関する相談窓口の情報を、市民に対して提供します。

**主要施策 2 相談体制の充実**

〔現状と課題〕

- ・DVの被害者支援のための相談窓口を市役所内に設置し、相談体制の充実を図ることが大切です。
- ・相談の秘密は厳守し、被害者の信頼を損ねたり、被害者が危険にさらされたりしないように徹底しなければなりません。
- ・被害者本人だけでなく、子どもがDVの被害者になる場合があるため、相談の際に配慮しなければなりません。
- ・被害者の保護、自立支援など、円滑で切れ目のない支援を必要とするため、関係部局や関係機関が連携し、施策を推進する必要があります。

〔施策の方向性〕

- ①庁舎内に専門的な相談窓口を設置し、庁内が一体となった協力・支援を進めます。
- ②被害者の負担を軽減し、被害者が1箇所が必要な申請手続き等を行うことができるよう、ワンストップサービスの充実を図ります。

### 主要施策3 DV被害者の自立支援

〔現状と課題〕

- ・DV被害者は、置かれている環境によって必要な支援が異なります。
- ・DVが日常化すると、被害者は自分を責めたり、逃げる気力も失ったりすることがあります。
- ・相談を受ける職員は被害者の状況と希望を聞き、適切な支援を行う必要があります。
- ・被害者支援を行う機関や団体とつながりを持ち、被害者の希望する支援を円滑に行います。

〔施策の方向性〕

- ①DVの特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう、窓口担当者等に対する定期的な研修を実施します。
- ②関係する部署が情報を共有し、それぞれができる支援を話し合い実行します。

### 主要施策4 関係機関の連携・協力

〔現状と課題〕

- ・被害者支援は、一つの機関だけで対応することは困難であり、関係機関がそれぞれの役割を果たしつつ、連携を強化していかなければなりません。
- ・それぞれの関係機関の役割を明確にし、被害者支援の重要性についての認識を共有し、様々な形での連携について整備を図る必要があります。

〔施策の方向性〕

- ①市関係部署の女性相談窓口の連携を強化するとともに、相談者の立場に立った受入体制を整えます。
- ②被害者が市外で相談を受ける事例もあるため、県や他市町との情報の共有、連携の強化を図ります。

### 3 計画推進体制の整備

#### (1) 計画推進体制

- ・男女共同参画行政推進会議の設置

市長を会長とする庁内の意思決定機関として、引き続き男女共同参画社会の形成を推進します。

- ・男女共同参画懇話会の設置

男女共同参画を進める外部組織として、市民の代表者で構成する懇話会を設置し、事務事業の評価や事業の進捗状況に対して、市民の視点で意見を述べます。

- ・国・県や市民活動団体等との連携と啓発事業の展開

国・県や市民活動団体等と連携し、さまざまな啓発事業を展開します。

#### (2) 計画の進行管理

- ・行動計画の推進状況評価の実施

目標値を定め、各課の実施事業の評価を毎年行います。

- ・調査・研究の実施

男女共同参画に関する資料の収集や調査を行い、計画の策定や施策の改善に取り組みます。

#### (3) モデル事業所としての市役所づくり

- ・他の事業所のモデルになるように、市役所内の男女共同参画を進めます。